

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 埋設個別 03 R0
提出年月日	2022年4月27日

組織改正に伴い実施職位に変更がある業務に係る
補足説明資料

本資料は、【保) 埋設個別 03】の新規作成版である。

目 次

1. 概要	1
2. 組織改正に係る説明	1
2.1 埋設事業部における組織上の課題	1
2.2 組織改正の概要	1
2.3 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務の整理	2
2.4 保安規定変更の考え方	2
添付1 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務の整理	
添付2 組織改正を踏まえた保安規定の変更の考え方	
別紙 第8条(職務)の記載事項に関する各職位の業務所掌の整理	

1. 概要

本資料は、埋設事業部における組織上の課題、組織改正の概要、組織改正に伴い実施職位に変更がある業務及び廃棄物埋設施設保安規定（以下「保安規定」という。）の変更の考え方について説明するものである。

2. 組織改正に係る説明

2.1 埋設事業部における組織上の課題

廃棄物埋設施設の保安活動は現行組織においても問題なく実施できているが、保安活動を現行よりさらに着実に実施するための組織上の課題を以下のとおり整理する。

- 【A】低レベル放射性廃棄物埋設センター（以下「埋設センター」という。）は低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）とその直下の操業及び建設に関わる5課からなる組織であり、センター長が直接的に統括管理（業務の管理と人材管理）する範囲が大きい。
- 【B】埋設センターに安全管理の業務（非常時等の措置及び保安教育）があり、事業推進すべき役割にも関わらず、安全上の保守的な判断を求められる、相反する業務も担っている。
- 【C】埋設事業に直接関わる操業及び建設業務が、埋設センターに完全には集中化できていない。

2.2 組織改正の概要

2.1 の諸課題に対応するための組織改正上の対応を下記①～⑥に示す。また、それらの対応を踏まえた埋設事業部の組織改正の概要を図1に示す。

- ① 廃棄体受入れの確実な継続や3号埋設設備構築といった保安活動を着実に実施するため、センター長配下に操業、建設に係る部長をそれぞれ配置し、操業、建設業務の管理をきめ細やかにできる体制とする。（【A】に対応）
- ② 埋設技術課長が所管する安全管理の業務（非常時等の措置及び保安教育）を埋設センター外の安全管理課長へ移管し、専念して対応させることにより、事業部内けん制機能及び他事業部との連携を強化する。（【B】に対応）
- ③ 各部署が実施する線量評価（取りまとめは埋設技術課）に関する業務、埋設技術課長が所管する排水監視に関する調査業務、原位置試験及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を、評価技術課長へ移管することにより、埋設施設の定期的な評価（PSR）に関する業務の集中化を行う。（【C】に対応）
- ④ 組織改正により原子炉等規制法第五十一条の六第二項に基づく廃棄物埋設確認申請（廃棄体）の行為を埋設業務課長が実施する体制に変更するため、運営課が所管していた受け入れる廃棄体の記録確認を埋設業務課長が実施する。また、運営課長は廃棄体の受入れ～定置～覆いまでの一連の操業行為の中で受け入れた廃棄体の外観確認を実施する。（【A】【C】に対応）
- ⑤ 現行の運営課が所管する業務のうち、施設管理に関する業務に専念して対応する保全課を設置する。また、主に管理建屋に関する施設管理を所管していた施設建物管理課の業務を、保全課へ移管する。（【C】に対応）
- ⑥ 埋設設備での操業は、運営課が定置を行ったあと、土木課が定置後の充填から覆いまでを行っていたが、操業の行為である廃棄体の受入れ～定置～覆いまでを運営課長が一連で管理できる体制とする。（【A】【C】に対応）

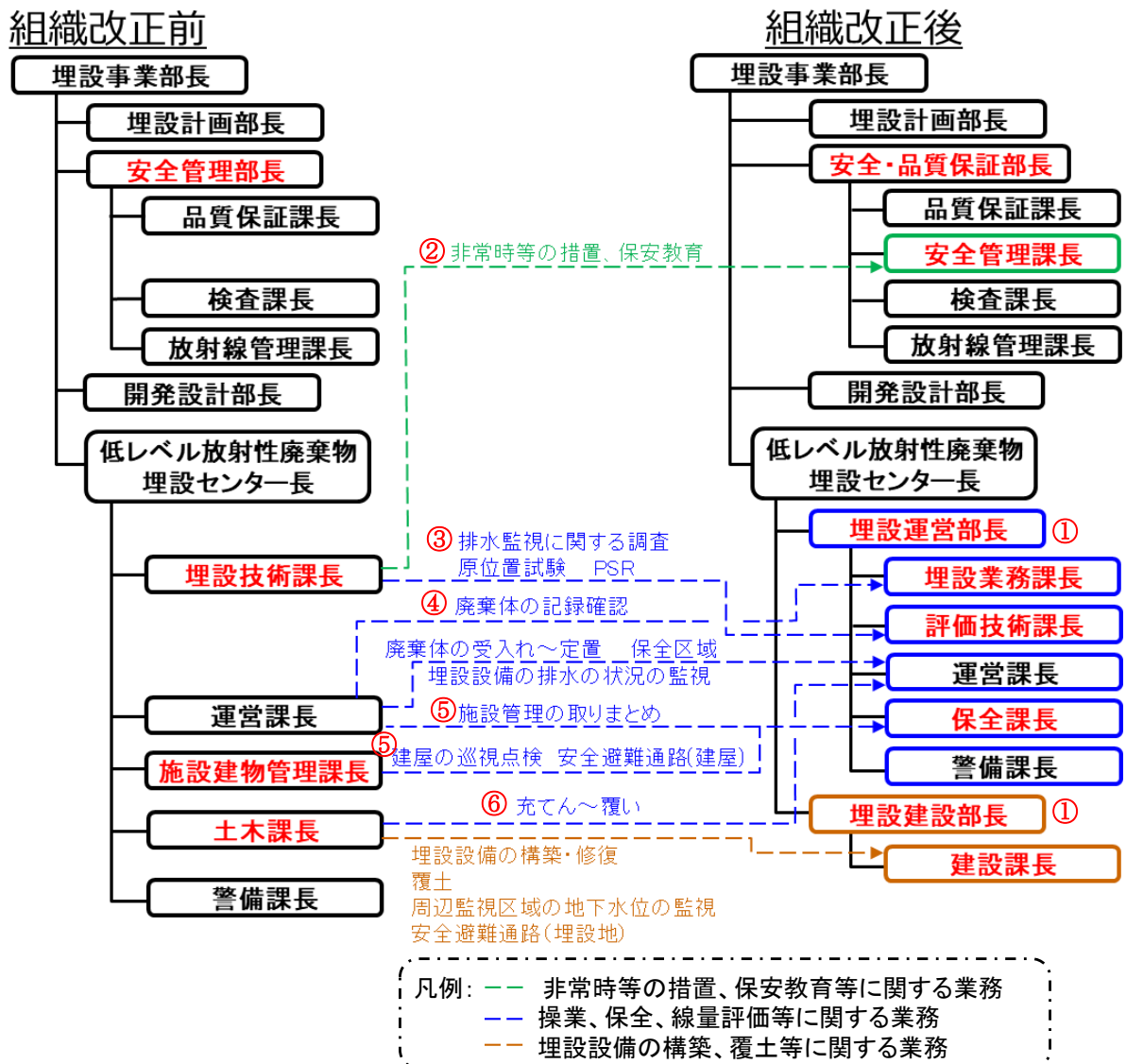


図1 埋設事業部の組織改正の概要

2.3 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務の整理

今回の組織改正に伴い実施職位に変更がある業務について、添付1に整理し、変更後においても漏れがないことを確認した。

2.4 保安規定変更の考え方

2.1から2.3の整理を踏まえ、保安規定変更の考え方を添付2に整理する。

添付1 組織改正に伴い実施職位に変更がある業務の整理

・今回の組織改正に伴い実施職位に変更がある業務を下表のとおり抽出し、それぞれの業務の旧職位と新職位を整理した。

業務等		旧職位	新職位
(職務)第8条	添付2別紙参照		
(品質・保安会議の審議事項、構成等) 第11条	第2項 品質・保安会議の議長	副社長(安全担当)	安全・品質本部長
(廃棄体の確認) 第17条	第1項 廃棄体の記録確認	運営課長	埋設業務課長
	第2項 廃棄体の外観確認	運営課長	運営課長
(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施) 第18条	第1項 廃棄体の廃棄物受入基準への適合を確認するための自主検査の統括	安全管理部長	安全・品質保証部長
(廃棄体の定置) 第19条	第1項 埋設設備が技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることの確認	土木課長	建設課長
	第2項 埋設クレーンの吊り上げ高さ検査	運営課長	保全課長
	第3項 埋設設備への排水・監視設備の容器及び受け皿の設置	運営課長	保全課長
(充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工) 第20条	第1項 埋設設備に充填材を充填する場合における技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることの確認	土木課長	運営課長
	第2項 技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層の設置	土木課長	運営課長
	第3項 技術上の基準を満足する覆いの施工	土木課長	運営課長
(覆土) 第21条	第1項 技術上の基準を満足する点検路(1号埋設設備及び2号埋設設備)及び点検管(3号埋設設備)の施工	土木課長	建設課長
	第2項 覆土が技術上の基準を満足していること、収着性(分配係数)を有する材料であること及び低透水性(透水係数)を確保していることの確認	土木課長	建設課長
	第3項 技術上の基準を満足する植生及び排水施設の施工	土木課長	建設課長
(施設管理計画) 第22条	2 保全プログラムの策定	開発設計部長 管理担当課長	埋設運営部長
	3 保全対象範囲の策定	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 保修担当課長
	4 施設管理の重要度の設定	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 保修担当課長
	5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視	センター長	埋設運営部長
	6 施設管理実施計画の策定	センター長	埋設運営部長
	6.1 点検計画の策定	管理担当課長	保修担当課長
	6.2 (1) 設計及び工事の計画の策定	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 保修担当課長

	業務等		旧職位	新職位
	6.2 (2)	使用前点検の計画の策定	管理担当課長	保修担当課長
	6.2 (3)	自主検査等の計画の策定	管理担当課長	保修担当課長
	6.3	特別な保全計画の策定	管理担当課長	保修担当課長
	7 (1) 7 (2) 7 (4)	施設管理の実施	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 保修担当課長
	7 (3)	巡視点検の実施	管理担当課長	保修担当課長
	8	施設管理の結果の確認・評価	開発設計部長 管理担当課長	保修担当課長
	9	不適合管理、是正処置及び未然防止処置	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 管理担当課長 保修担当課長
	10	保全の有効性評価	管理担当課長	保修担当課長
	11	施設管理の有効性評価の報告、結果の記録	保全を実施した職位	埋設運営部長
	12	構成管理	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 管理担当課長 保修担当課長
	13	情報共有	管理担当課長	保修担当課長
(設計管理) 第23条	第1項 第2項	設計管理の実施	開発設計部長 管理担当課長	開発設計部長 保修担当課長
(作業管理) 第24条	第1項 第2項 第3項	作業管理の実施	管理担当課長	保修担当課長
(廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査の実施) 第25条	第1項	廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施における埋設規則第6条への適合を確認するための自主検査の統括	安全管理部長	安全・品質保証部長
(埋設設備の排水の監視) 第26条	第1項	排水・監視設備からの排水状況の通知 (実施職位に変更は無いが、通知先に変更があるため右記に記載する。)	放射線管理課長 埋設技術課長	放射線管理課長 評価技術課長
	第2項	排水中の放射性物質濃度及び線量の測定結果の通知 (実施職位に変更は無いが、通知先に変更があるため右記に記載する。)	埋設技術課長	評価技術課長
	第3項	有意な放射性物質の検出又は有意な排水量の変動があった場合における調査計画の策定	埋設技術課長	評価技術課長
	第5項	調査計画に基づいた調査の実施	埋設技術課長	評価技術課長
(埋設設備の修復) 第27条	第1項	修復に関連する設備等の管理担当課長との協議	土木課長	建設課長
	第2項	修復計画書の作成	土木課長	建設課長

業務等			旧職位	新職位
(埋設設備の修復後の措置) 第 28 条	第 1 項	修復後の設備が技術上の基準に適合していることの確認	土木課長	建設課長
	第 2 項	修復後の設備が技術上の基準に適合していることの確認結果の報告	土木課長	建設課長
(周辺監視区域の地下水の監視) 第 29 条	第 2 項	地下水の水位の観測	土木課長	建設課長
(覆土完了後の埋設施設の監視のための 原位置試験等の計画) 第 29 条の 2	第 1 項	原位置試験及び室内試験に係る計画の策定	開発設計部長	評価技術課長
	第 2 項	供試体の埋設	開発設計部長	評価技術課長
(放射線測定器類の管理) 第 47 条	第 1 項	放射線測定器類の点検	放射線管理課長 運営課長	放射線管理課長 保全課長
	第 2 項	放射線測定器類の修理又は補充	放射線管理課長 運営課長	放射線管理課長 保全課長
(火災発生時の体制の整備) 第 50 条の 2	第 1 項	「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」の作成	埋設技術課長	安全管理課長
	第 3 項	火災発生時における埋設施設の保全のための活動結果の取りまとめ及び評価	埋設技術課長	安全管理課長
(自然災害等発生時の体制の整備) 第 50 条の 3	第 1 項	「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」の作成	埋設技術課長	安全管理課長
	第 3 項	自然災害発生時における埋設施設の保全のための活動結果の取りまとめ及び評価	埋設技術課長	安全管理課長
(異常時の措置) 第 51 条	第 3 項	異常の原因調査、必要な措置の実施及び報告 (実施職位に変更は無いが、報告先に変更があるため右記に記載する。)	センター長 事業部長 廃棄物取扱主任者	安全・品質保証部長 センター長 事業部長 廃棄物取扱主任者
(通信連絡手順の整備) 第 55 条の 2	第 1 項	通信連絡手順の整備	埋設技術課長	安全管理課長
(安全避難通路等) 第 55 条の 3	第 1 項	低レベル廃棄物管理建屋への安全避難通路及び非常用照明の整備	施設建物管理課長	保全課長
	第 2 項	廃棄物埋設地への安全避難通路の整備、点検路及び点検管への安全避難通路及び非常用照明の整備	土木課長	建設課長
	第 3 項	可搬型照明の埋設クレーンへの整備	運営課長	保全課長
(通報) 第 57 条	第 1 項	非常事態又は非常事態に発展するおそれがある判断した場合の関係箇所への報告及び通報 (実施職位に変更は無いが、報告先に変更があるため右記に記載する。)	センター長 事業部長 廃棄物取扱主任者	安全・品質保証部長 センター長 事業部長 廃棄物取扱主任者
(保安教育) 第 63 条	第 1 項	保安教育実施計画の作成	埋設技術課長	安全管理課長
	第 3 項	請負事業者等への保安教育の実施確認	運営課長 土木課長	運営課長
	第 4 項	保安教育実施計画に基づく実施結果の報告	埋設技術課長	安全管理課長
(埋設施設の定期的な評価等) 第 65 条	第 1 項	核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画の作成	埋設技術課長	評価技術課長
	第 8 項			
	第 2 項	覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等における計画の作成及び試験等の管理	埋設技術課長	評価技術課長

	業務等		旧職位	新職位
	第3項 第4項	核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画に基づく評価	埋設計画部長 開発設計部長 各課長	評価技術課長
	第5項	埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書の作成	埋設技術課長	評価技術課長
	第7項	埋設施設の保全のために必要な措置における結果の報告	埋設計画部長 開発設計部長 各課長	評価技術課長
	添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準（第50条の2及び第50条の3関連）	1	「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」の作成	埋設技術課長
	1.1	要員の配置	埋設技術課長	安全管理課長
	1.2	教育訓練の実施	埋設技術課長	安全管理課長
	1.4	文書の整備	埋設技術課長	安全管理課長
	1.5	評価・改善	埋設技術課長	安全管理課長
	2	「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」の作成	埋設技術課長	安全管理課長
	2.1	要員の配置	埋設技術課長	安全管理課長
	2.2	教育訓練の実施	埋設技術課長	安全管理課長
	2.4	文書の整備	埋設技術課長	安全管理課長
	2.5	評価・改善	埋設技術課長	安全管理課長

添付2 組織改正を踏まえた保安規定の変更の考え方

No.	変更前					変更後					変更の考え方
1	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	・記載の適正化
	4~8	品質マネジメントシステム計画	調達室 原子力安全に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	4~8	品質マネジメントシステム計画	調達室 原子力安全 および 役務に係る品質マネジメントシステム運用要則	調達室長	—	
2	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	・組織改正に伴う業務所掌の再編を踏まえ、変更前では保安教育等について規定した廃棄物埋設施設保安教育実施要領を教育訓練要領に取り込む文書体系の見直しを行うため、変更する。
	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	廃棄物埋設施設保安教育実施要領	事業部長	第63条	6.2	要員の力量の確保及び教育訓練	教育訓練要領	事業部長	第63条	
3	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	<ul style="list-style-type: none"> 第15条第1項及び第2項に基づく埋設計画の作成は廃棄物埋設計画作成要領で規定している。また、第15条第3項は埋設計画に基づき埋設を実施することのみを記載しており、その内容は第16条~第21条で具体化している。このため、第15条第3項は削除し、それに合わせて関連条項を変更する。 変更前では、操業に係る設備の操作等に第24条作業管理を適用させるよう整理していたが、第24条第2項に記載した「埋設施設の点検及び工事を行う場合」とおり、点検・工事にのみ適用するよう再整理したため、変更する。 第20条に定める充填~覆いの業務は土木管理要領から廃棄物埋設施設埋設管理要領へ移管するため、変更する。 第20条に定める充填~覆いの業務を、廃棄物埋設施設埋設管理要領へ移管するため、変更する。
	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第14条~第17条 第19条、 第24条 第30条、 第32条~第35条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設埋設管理要領	事業部長	第14条、 第16条 第17条、第19条 第20条 、第30条 第32条~第35条	
			廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第15条			廃棄物埋設計画作成要領	事業部長	第15条	
4	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	・第20条に定める充填~覆いの業務を、廃棄物埋設施設埋設管理要領へ移管するため、変更する。
	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	土木管理要領	事業部長	第19条~第24条 第27条、第28条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	土木管理要領	事業部長	第19条 第21条 ~第24条 第27条、第28条	
5	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	<ul style="list-style-type: none"> 第5章施設管理（第22条~第25条）を廃棄物埋設施設埋設管理要領に統合したため、埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領及び廃棄物埋設施設保守管理要領を削除する。 なお、設置及び改造工事に係る設計管理要領における設計開発プロセスは設計管理要領へ統合する。
	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	埋設事業部保全の継続的な改善に関する運用要領	事業部長	第22条	7.1	個別業務に必要なプロセスの計画	廃棄物埋設施設施設管理要領	事業部長	第22条~第25条 第47条	
			廃棄物埋設施設保守管理要領	事業部長	第22条、第24条 第47条						
		設置および改造工事に係る設計管理要領	事業部長	第22条~第24条							

No.	変更前					変更後					変更の考え方
6	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	品質マネジメントシステム計画関連条項	項目	文書名	制定者	品質マネジメントシステム計画以外の関連条項	<ul style="list-style-type: none"> 第 23 条設計管理に基づき各課で個別に規定していた 4 文書について、設計管理要領へ統合するため、変更する。
	7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	7.3	設計開発	設計管理要領	事業部長	第 23 条	
			<u>土木管理要領</u>	事業部長	<u>第 23 条</u>						
			<u>設置および改修工事に係る設計管理要領</u>	事業部長	<u>第 23 条</u>						
		<u>建物管理要領</u>	事業部長	<u>第 23 条</u>							
7	第 8 条（職務） (5) 略					第 8 条（職務） (5) 略					<ul style="list-style-type: none"> 保) 全社共通 01「『品質・保安会議に係る事項の変更』に係る補足説明資料」を参照。
8	(6)～(20) 略					(6)～(24) 略					<ul style="list-style-type: none"> 別紙「第 8 条（職務）の記載事項に関する各職位の業務所掌の整理」を参照。
9	第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 略					第 11 条（品質・保安会議の審議事項、構成等） 略					<ul style="list-style-type: none"> 保) 全社共通 01「『品質・保安会議に係る事項の変更』に係る補足説明資料」を参照。
10	<p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m³/y（200Lドラム缶50,000本相当/y）を超えないことを遵守する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 埋設技術課長、運営課長、土木課長及び放射線管理課長は、第1項の廃棄物埋設計画に基づき廃棄物埋設を行う。</u></p>					<p>(廃棄物埋設計画)</p> <p>第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度廃棄物埋設計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力10,000m³/y（200Lドラム缶50,000本相当/y）を超えないことを遵守する。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>2 略</p>					<ul style="list-style-type: none"> 第 15 条第 3 項は、埋設計画に基づき埋設を実施することのみを記載しており、その内容は第 16 条～第 21 条で具体化しているため、削除する。
11	<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 <u>運営課長</u>は、埋設する廃棄体が記録<u>及び外観確認</u>により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p><u>2</u> 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>					<p>(廃棄体の確認)</p> <p>第17条 <u>埋設業務課長</u>は、埋設する廃棄体が記録により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足していることを確認する。</p> <p><u>2</u> <u>運営課長は、埋設する廃棄体が外観確認により、別表2から別表2の4に定める廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</u></p> <p><u>3</u> 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。</p>					<ul style="list-style-type: none"> 現行組織では記録及び外観確認の業務を運営課長が実施していたが、組織改正により記録確認は埋設業務課長が、外観確認は運営課長が実施することとするため、第 1 項を分割する。
12	<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 <u>安全管理部長</u>は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2～6 略</p>					<p>(放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施)</p> <p>第18条 <u>安全・品質保証部長</u>は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第8条第2項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2～6 略</p>					<ul style="list-style-type: none"> 名称変更
13	<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 <u>土木課長</u>は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確</p>					<p>(廃棄体の定置)</p> <p>第19条 <u>建設課長</u>は、廃棄体を定置する前に、構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確</p>					<ul style="list-style-type: none"> 名称変更（第 2 項及び第 3 項も同じ）

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する。</p> <p>3 運営課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する。</p> <p>4 略</p>	<p>認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>2 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表3に定める制限を満足していること及び第1項の結果を確認する とともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>3 保全課長は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する とともに、確認した結果を運営課長に通知する。</p> <p>4 略</p>	<p>・変更前では、第2項及び第3項を運営課長が実施することとしていたが、組織改正に伴い、当該業務を保全課長が実施することとし、その結果を運営課長に通知することを追加したため、変更する。</p>
14	<p>(充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第20条 土木課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 土木課長は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 土木課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。なお、覆いには収着性(分配係数)を有する材料を用いる。</p>	<p>(充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工)</p> <p>第20条 運営課長は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に充填材を充填する場合は、埋設規則第6条第1項第5号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性(分配係数)を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 運営課長は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する上部ポーラスコンクリート層を設置する。</p> <p>3 運営課長は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する覆いを施工する。なお、覆いには収着性(分配係数)を有する材料を用いる。</p>	<p>・第20条に定める充填～覆いの業務は、組織改正により運営課長へ移管するため、変更する。</p>
15	<p>(覆土)</p> <p>第21条 土木課長は、覆土前の1号埋設設備及び2号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の3号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検管を施工する。</p> <p>2 土木課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、収着性(分配係数)を有する材料であること及び低透水性(透水係数)を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 土木課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>(覆土)</p> <p>第21条 建設課長は、覆土前の1号埋設設備及び2号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の3号埋設設備には埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検管を施工する。</p> <p>2 建設課長は、覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、収着性(分配係数)を有する材料であること及び低透水性(透水係数)を確保していることを確認する。また、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>3 建設課長は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。</p>	<p>・名称変更</p>
16	<p>(施設管理計画)</p> <p>第22条 埋設施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、開発設計部長及び管理担当課長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第22条 埋設施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、埋設運営部長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の施設管理の実施に必要なプロセスを保全プログラムとし</p>	<p>・組織改正に伴い、施設管理を含む埋設運営部の業務の統括を埋設運営部長が行うこととしたため、変更する。</p>

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p>	<p>て策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態(6.3参照)を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p>	
17	<p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>開発設計部長及び管理担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p>	<p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>開発設計部長及び保修担当課長は、埋設施設の中から保全を行うべき対象範囲を選定する。</p>	<p>・変更前では、管理担当課長と保修担当課長を同一課長としていたため管理担当課長のみを記載していたが、組織改正に伴い、保全業務を保修担当課長が実施することとしたため、現行の管理担当課長の記載を保修担当課長へ変更する。</p>
18	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>開発設計部長及び管理担当課長は、3の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>4 施設管理の重要度の設定</p> <p>開発設計部長及び保修担当課長は、3の保全対象範囲について、設備の範囲と機能を明確にした上で、設備の保全活動の管理に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計及び工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 設備の保全重要度と設計及び工事に用いる重要度は、安全機能や廃棄体取扱い機能の有無を考慮して設定する。</p> <p>(2) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p>	<p>・No.17に同じ。</p>
19	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) センター長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) センター長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) センター長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) センター長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 埋設運営部長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>(2) 埋設運営部長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 埋設運営部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 埋設運営部長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>・No.16に同じ。</p>
20	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保全対象範囲に対し開発設計部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p>	<p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 埋設運営部長は、3の保全対象範囲に対し開発設計部長及び保修担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視(埋設施設の保全のために実施するものに限る。)</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する事</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関する事</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p>	<p>No.16及びNo.17に同じ。</p>

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p>	<p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、施設管理の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p>	

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第 26 条第 5 項により修復の必要があると認められた場合は第 27 条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第 26 条第 5 項により修復の必要があると認められた場合は第 27 条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発設計部長及び保修担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1 の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	
21	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の実施に当たって、第 23 条による設計管理及び第 24 条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第 25 条に従う。</p> <p>(3) 管理担当課長は、埋設施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>7 施設管理の実施</p> <p>(1) 開発設計部長及び保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って施設管理を実施する。</p> <p>(2) 開発設計部長及び保修担当課長は、施設管理の実施に当たって、第 23 条による設計管理及び第 24 条による作業管理を実施するとともに、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第 25 条に従う。</p> <p>(3) 保修担当課長は、埋設施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 開発設計部長及び保修担当課長は、施設管理の結果について記録する。</p>	<p>・ No. 17 に同じ。</p>

No.	変更前	変更後	変更の考え方
22	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した設備の施設管理の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 開発設計部長及び管理担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。</p>	<p>8 施設管理の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、施設管理の実施段階で採取した設備の施設管理の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された施設管理の完了時をいう。</p>	<p>・No. 17に同じ。</p>
23	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 施設管理を実施した設備が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 開発設計部長及び管理担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 開発設計部長及び管理担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p>	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 施設管理を実施した設備が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、施設管理が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 開発設計部長、管理担当課長及び保修担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p>	<p>・不適合管理、是正処置及び未然防止処置の実施箇所は、施設管理に関連する職位全てのため、保修担当課長を追加する。</p>
24	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 管理担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>・No. 17に同じ。</p>
25	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき埋設運営部長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施</p>	<p>・No. 16に同じ。</p>

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 保全を実施した各職位 は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。	設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 埋設運営部長 は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。	
26	12 構成管理 開発設計部長 及び 管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の設備をいう。）	12 構成管理 開発設計部長、 <u>管理担当課長</u> 及び <u>保修担当課長</u> は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の設備をいう。）	・構成管理の実施箇所は、施設管理に関連する職位全てのため、保修担当課長を追加する。
27	13 情報共有 管理担当課長 は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。	13 情報共有 保修担当課長 は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、「技術情報管理要領」に基づき、他の第一種廃棄物埋設事業者及び他の第二種廃棄物埋設事業者と情報共有する。	・No.17に同じ。
28	(設計管理) 第23条 開発設計部長及び 管理担当課長 は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 開発設計部長及び 管理担当課長 は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。 なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。	(設計管理) 第23条 開発設計部長及び 保修担当課長 は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。 2 開発設計部長及び 保修担当課長 は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。 なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。	・No.17に同じ。
29	(作業管理) 第24条 管理担当課長 は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 管理担当課長 は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1)～(8) 略 3 管理担当課長 は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 4 略	(作業管理) 第24条 保修担当課長 は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。 2 保修担当課長 は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。 (1)～(8) 略 3 保修担当課長 は、過去に実施した設計を変更し、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略 4 略	・No.17に同じ。
30	(廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施) 第25条 安全管理部長 は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。 2～6 略	(廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施) 第25条 安全・品質保証部長 は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。 2～6 略	・名称変更
31	(埋設設備の排水の監視) 第26条 運営課長は、別表5に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び 埋設技術課長 に通知する。 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表6に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を 埋設技術課長 に通知する。 3 埋設技術課長 は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有	(埋設設備の排水の監視) 第26条 運営課長は、別表5に定めるところにより排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び 評価技術課長 に通知する。 2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表6に定めるところにより排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を 評価技術課長 に通知する。 3 評価技術課長 は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有	・名称変更

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>5 埋設技術課長は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	<p>意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>5 評価技術課長は、関係課長の協力を得て、前項の調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p>	
32	<p>(埋設設備の修復)</p> <p>第 27 条 土木課長は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>2 土木課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>(埋設設備の修復)</p> <p>第 27 条 建設課長は、前条第 5 項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>2 建設課長は、修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略</p> <p>3 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	・名称変更
33	<p>(埋設設備の修復後の措置)</p> <p>第 28 条 土木課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>2 土木課長は、前条第 2 項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	<p>(埋設設備の修復後の措置)</p> <p>第 28 条 建設課長は、前条の規定に基づく修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第 6 条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。</p> <p>2 建設課長は、前条第 2 項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。</p>	・名称変更
34	<p>(周辺監視区域の地下水の監視)</p> <p>第 29 条 放射線管理課長は、別表 7 に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。</p> <p>2 土木課長は、別表 8 に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	<p>(周辺監視区域の地下水の監視)</p> <p>第 29 条 放射線管理課長は、別表 7 に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。</p> <p>2 建設課長は、別表 8 に定めるところにより、別図 2 に示す場所において地下水の水位を観測する。</p>	・名称変更
35	<p>(覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画)</p> <p>第 29 条の 2 開発設計部長は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。</p> <p>2 開発設計部長は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設する。</p>	<p>(覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画)</p> <p>第 29 条の 2 評価技術課長は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。</p> <p>2 評価技術課長は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設する。</p>	・原位置試験等に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。
36	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 47 条 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び運営課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>(放射線測定器類の管理)</p> <p>第 47 条 放射線管理課長及び保全課長は、別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2 放射線管理課長及び保全課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	・排気用モニタ及びエリアモニタの点検責任者を保全課長としたため、変更する。
37	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 50 条の 2 埋設技術課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、</p>	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第 50 条の 2 安全管理課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、</p>	・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 埋設技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。 ・センター長が保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、安全管理課長が所管する異常・非常時対策要領に従った通報系統に基づき各職位に通報連絡をさせるため、変更する。
38	<p>(自然等災害発生時の体制の整備)</p> <p>第50条の3 埋設技術課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 埋設技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>(自然災害等発生時の体制の整備)</p> <p>第50条の3 安全管理課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3 安全管理課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。 ・センター長が保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、安全管理課長が所管する異常・非常時対策要領に従った通報系統に基づき各職位に通報連絡をさせるため、変更する。
39	<p>(異常時の措置)</p> <p>第51条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第51条 埋設施設において異常を発見した者は、直ちに必要な応急措置を講じるとともに、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>ただし、放射線管理に係る異常においては、放射線管理課長に対しても通報する。</p> <p>2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。</p> <p>3 異常に係る設備等の管理担当課長は、関係課長と協力して異常の原因を調査し、埋設施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、安全・品質保証部長、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時等の措置に関する業務は、組織改正により安全・品質保証部へ移管するため、変更する。
40	<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第55条の2 埋設技術課長は、非常時等^{※1}に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</p>	<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第55条の2 安全管理課長は、非常時等に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異常時の対応に関する手順を定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・名称変更 ・注釈については、第8条職務で初出としたことから削除する。
41	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第55条の3 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第55条の3 保全課長は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のた</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低レベル廃棄物管理建屋における安全避難通路等の整備に関する

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>2 土木課長は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>3 運営課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>めに用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>2 建設課長は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>3 保全課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>る業務は、組織改正により保全課長へ移管するため、変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称変更 ・可搬型照明の配備は、組織改正により保全課長へ移管するため、変更する。
42	<p>(通報)</p> <p>第57条 第51条第1項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちにセンター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p>	<p>(通報)</p> <p>第57条 第51条第1項の通報を受けた設備等の管理担当課長は、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに安全・品質保証部長、センター長、事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係箇所に直ちに通報する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・非常時等の措置に関する業務は、組織改正により安全・品質保証部へ移管するため、変更する。
43	<p>(保安教育)</p> <p>第63条 埋設技術課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表19及び別表19の2の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(3) 略</p> <p>2 事業部長は、第1項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長、土木課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 埋設技術課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<p>(保安教育)</p> <p>第63条 安全管理課長は、毎年度、埋設施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表19及び別表19の2の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(3) 略</p> <p>2 事業部長は、第1項の計画を定めるに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p> <p>3 各職位は、第1項の計画に基づき、保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、第1項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保安教育に関する業務は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。 ・土木課長が実施していた充填～覆いの業務は、組織改正により運営課長へ移管するため、変更する。 ・保安教育に関する業務は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。
44	<p>第11章 埋設施設の定期的な評価等 (埋設施設の定期的な評価等)</p> <p>第65条 埋設技術課長は、10年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果 イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果 ロ 別図2に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果(覆土完了後に実施) ハ 別図2に示す場所における地下水位の測定の結果(覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施)</p> <p>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設</p>	<p>第11章 埋設施設の定期的な評価等 (埋設施設の定期的な評価等)</p> <p>第65条 評価技術課長は、10年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) 以下を含む埋設施設に係る監視及び測定の結果 イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果 ロ 別図2に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果(覆土完了後に実施) ハ 別図2に示す場所における地下水位の測定の結果(覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施)</p> <p>(2) 廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋設施設の定期的な評価に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>(3) 必要に応じ第2号を補完する室内試験の結果</p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 <u>埋設技術課長</u>は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</p> <p>3 <u>埋設計画部長、開発設計部長及び各課長</u>は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 <u>埋設計画部長、開発設計部長及び各課長</u>は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 <u>埋設技術課長</u>は、第3項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 <u>埋設計画部長、開発設計部長及び各課長</u>は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 <u>埋設技術課長</u>は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第6項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第5項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<p>し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）</p> <p>(3) 必要に応じ第2号を補完する室内試験の結果</p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p>2 <u>評価技術課長</u>は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</p> <p>3 <u>評価技術課長</u>は、第1項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 <u>評価技術課長</u>は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第1項の最新の知見は、埋設規則第2条第2項第3号から第7号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p> <p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 <u>評価技術課長</u>は、第3項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 <u>評価技術課長</u>は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 <u>評価技術課長</u>は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第6項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第5項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 埋設施設の定期的な評価に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。 埋設施設の定期的な評価に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。 埋設施設の定期的な評価に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。 評価の結果、措置として対応する可能性がある職位を記載している。（保安規定の変更はしていない） 埋設施設の定期的な評価に関する業務を移管する評価技術課長が責任箇所であることを明確化したため、変更する。 埋設施設の定期的な評価に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。
45		<p>附 則(令和 年 月 日 原規規発第 号)</p> <p><u>1. この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</u></p> <p><u>2. 本規定施行の際、第8条（職務）第2項第5号の安全・品質本部長に係る規定及び第11条（品質・保安会議の審議事項、構成等）については、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 組織改正にあたり、当社の人事異動の手続きに所定の期間が必要であり、通常の認可を受けた日から10日以内に施行する附則での対応はできない。このため、実用炉における組織改正に関する保安規定変更認可申請を参考に、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する附則とした。 品質・保安会議に係る事項の変更については、当社他施設の保安規定と同時に適用する必要があることから、社長が指定する日より適用する附則とした。

No.	変更前	変更後	変更の考え方
46	<p style="text-align: center;">別図1 保安に関する組織 (第7条関係)</p>	<p style="text-align: center;">別図1 保安に関する組織 (第7条関係)</p>	<p style="text-align: center;">変更の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 廃棄体受入れの確実な継続や3号埋設設備構築といった保安活動を着実に実施するため、埋設センター長配下に操業・構築(建設)に係る部長をそれぞれ配置し、操業、建設業務の管理をきめ細やかにできる体制とする。 ② 埋設技術課長が所管する安全管理(非常時等の措置及び保安教育)の業務を埋設センター外の安全管理課長へ移管し、専念して対応させることにより、事業部内けん制機能及び他事業部との連携を強化する。 ③ 各部署が実施する線量評価(取りまとめは埋設技術課)に関する業務、埋設技術課長が所管する排水監視に関する調査業務、原位置試験及び埋設施設の定期的な評価に関する業務を、評価技術課長へ移管することにより、埋設施設の定期的な評価(PSR)に関する業務の集中化を行う。 ④ 組織改正により炉規制法第五十一条の六第二項に基づく廃棄物埋設確認申請(廃棄体)の行為を埋設業務課長が実施する体制に変更するため、運営課が所管していた受け入れる廃棄体の記録確認を埋設業務課長が実施する。また、運営課長は廃棄体の受入れ～定置～覆いまでの一連の操業行為の中で受け入れた廃棄体の外観確認を実施する。 ⑤ 現行の運営課において、操業のうち機電に関する業務及び施設管理の取りまとめに関する業務を所管していたが、施設管理に関する業務に専念して対応する保全課を設置する。また、現行組織で主に管理建屋に関する施設管理を所管していた施設建物管理課の業務を、保全課へ移管する。 ⑥ 埋設設備での操業は、運営課が定置を行ったあと、土木課が定置後の充填から覆いまでを行っていたが、操業の行為である廃棄体の受入れ～定置～覆いまでを運営課長が一連で管理できる体制とする。(別図1上の変更はない) ⑦ 名称変更

No.	変更前	変更後	変更の考え方																																																																																																																				
47	<p>別表1 施設の管理（<u>保修及び埋設施設の事業変更許可後の設計を含む。</u>）に関する業務の担当課長（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">設備等</th> <th>管理担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物埋設地</td> <td>埋設設備</td> <td rowspan="2">土木課長</td> </tr> <tr> <td>覆土</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水・監視設備</td> <td>運営課長 土木課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td>低レベル廃棄物管理建屋</td> <td>施設建物管理課長</td> </tr> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>運営課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の受入施設</td> <td>廃棄体取扱い設備</td> <td rowspan="2">運営課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄体検査設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設</td> <td>除染設備</td> <td rowspan="6">運営課長</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備</td> </tr> <tr> <td>出入管理設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>放射線管理設備*1</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>表示設備</td> </tr> <tr> <td>その他の設備*1</td> </tr> <tr> <td>監視測定設備（放射線管理施設と兼用するものを除く）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">廃棄物埋設地の附属施設</td> <td>表示設備</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>地下水採取孔</td> </tr> <tr> <td>地下水位測定孔</td> <td>土木課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄施設</td> <td>液体廃棄物処理設備</td> <td rowspan="3">運営課長</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物処理設備</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備*1</td> <td>運営課長 放射線管理課長 施設建物管理課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物埋設地の安全避難通路</td> <td>土木課長</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路</td> <td>施設建物管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。</p>	設備等		管理担当課長	廃棄物埋設地	埋設設備	土木課長	覆土		排水・監視設備	運営課長 土木課長	放射線管理施設	低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長	換気空調設備	運営課長	放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	廃棄体検査設備	放射線管理施設	除染設備	運営課長	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）	放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）	個人管理用測定設備	試料分析関係設備	出入管理設備	放射線管理施設	放射線管理設備*1	放射線管理課長	表示設備	その他の設備*1	監視測定設備（放射線管理施設と兼用するものを除く）	廃棄物埋設地の附属施設	表示設備	放射線管理課長	地下水採取孔	地下水位測定孔	土木課長	廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長	固体廃棄物処理設備	排気口	通信連絡設備*1	運営課長 放射線管理課長 施設建物管理課長	廃棄物埋設地の安全避難通路	土木課長	低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路	施設建物管理課長	<p>別表1 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備等</th> <th>管理担当課長</th> <th>保修担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">廃棄物埋設地</td> <td>埋設設備</td> <td>運営課長</td> <td rowspan="2">建設課長 ①</td> </tr> <tr> <td>覆土</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水・監視設備</td> <td>運営課長</td> <td>保全課長 ②</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">放射線管理施設</td> <td>低レベル廃棄物管理建屋</td> <td>運営課長</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>換気空調設備</td> <td>運営課長</td> <td>保全課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性廃棄物の受入施設</td> <td>廃棄体取扱い設備</td> <td rowspan="2">運営課長</td> <td>保全課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄体検査設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">放射線管理施設</td> <td>除染設備</td> <td rowspan="6">運営課長</td> <td rowspan="6">保全課長</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）</td> </tr> <tr> <td>放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）</td> </tr> <tr> <td>個人管理用測定設備</td> </tr> <tr> <td>試料分析関係設備</td> </tr> <tr> <td>出入管理設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理施設</td> <td>放射線管理設備*1</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>表示設備</td> </tr> <tr> <td>その他の設備*1</td> </tr> <tr> <td>監視測定設備（放射線管理施設と兼用するものを除く）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">廃棄物埋設地の附属施設</td> <td>表示設備</td> <td rowspan="4">放射線管理課長</td> <td>放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>地下水採取孔</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>地下水位測定孔</td> <td>建設課長 評価技術課長 ③</td> </tr> <tr> <td>地下水位測定孔</td> <td>建設課長 評価技術課長 ④</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄施設</td> <td>液体廃棄物処理設備</td> <td rowspan="3">運営課長</td> <td rowspan="3">保全課長</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物処理設備</td> </tr> <tr> <td>排気口</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備*1</td> <td>運営課長 放射線管理課長</td> <td>保全課長</td> </tr> <tr> <td>廃棄物埋設地の安全避難通路</td> <td>建設課長</td> <td>建設課長</td> </tr> <tr> <td>低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路</td> <td>運営課長</td> <td>保全課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：一部をウラン濃縮工場と共用する。</p>	設備等	管理担当課長	保修担当課長	廃棄物埋設地	埋設設備	運営課長	建設課長 ①	覆土	建設課長		排水・監視設備	運営課長	保全課長 ②	放射線管理施設	低レベル廃棄物管理建屋	運営課長	建設課長	換気空調設備	運営課長	保全課長	放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	保全課長	廃棄体検査設備	放射線管理施設	除染設備	運営課長	保全課長	放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）	放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）	個人管理用測定設備	試料分析関係設備	出入管理設備	放射線管理施設	放射線管理設備*1	放射線管理課長	放射線管理課長	表示設備	その他の設備*1	監視測定設備（放射線管理施設と兼用するものを除く）	廃棄物埋設地の附属施設	表示設備	放射線管理課長	放射線管理課長	地下水採取孔	建設課長	地下水位測定孔	建設課長 評価技術課長 ③	地下水位測定孔	建設課長 評価技術課長 ④	廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長	保全課長	固体廃棄物処理設備	排気口	通信連絡設備*1	運営課長 放射線管理課長	保全課長	廃棄物埋設地の安全避難通路	建設課長	建設課長	低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路	運営課長	保全課長	<p>変更の考え方</p> <p>①埋設設備は、運営課長が操業に伴う施設の管理を実施し、建設課長が埋設設備の点検・工事等を行う体制とする。</p> <p>②排水・監視設備は、運営課長が施設の管理を実施し、排水・監視設備のうち容器及び受け皿は保全課長が、容器及び受け皿以外は建設課長が埋設設備の点検・工事等を行う体制とする。</p> <p>③地下水採取孔は、放射線管理課長が施設の管理を実施し、建設課長及び評価技術課長が地下水採取孔の点検・工事等を行う体制とする。なお、評価技術課長は、地下水採取孔の設計を行う。</p> <p>④地下水位測定孔についても③に同じ。</p> <p>・上記以外：組織改正に伴う名称変更と保修担当課長の導入を反映する。</p>
設備等		管理担当課長																																																																																																																					
廃棄物埋設地	埋設設備	土木課長																																																																																																																					
	覆土																																																																																																																						
	排水・監視設備	運営課長 土木課長																																																																																																																					
放射線管理施設	低レベル廃棄物管理建屋	施設建物管理課長																																																																																																																					
	換気空調設備	運営課長																																																																																																																					
	放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長																																																																																																																				
		廃棄体検査設備																																																																																																																					
	放射線管理施設	除染設備	運営課長																																																																																																																				
		放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）																																																																																																																					
		放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）																																																																																																																					
		個人管理用測定設備																																																																																																																					
		試料分析関係設備																																																																																																																					
		出入管理設備																																																																																																																					
放射線管理施設	放射線管理設備*1	放射線管理課長																																																																																																																					
	表示設備																																																																																																																						
	その他の設備*1																																																																																																																						
	監視測定設備（放射線管理施設と兼用するものを除く）																																																																																																																						
廃棄物埋設地の附属施設	表示設備	放射線管理課長																																																																																																																					
	地下水採取孔																																																																																																																						
	地下水位測定孔		土木課長																																																																																																																				
	廃棄施設		液体廃棄物処理設備	運営課長																																																																																																																			
固体廃棄物処理設備																																																																																																																							
排気口																																																																																																																							
通信連絡設備*1	運営課長 放射線管理課長 施設建物管理課長																																																																																																																						
廃棄物埋設地の安全避難通路	土木課長																																																																																																																						
低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路	施設建物管理課長																																																																																																																						
設備等	管理担当課長	保修担当課長																																																																																																																					
廃棄物埋設地	埋設設備	運営課長	建設課長 ①																																																																																																																				
	覆土	建設課長																																																																																																																					
	排水・監視設備	運営課長	保全課長 ②																																																																																																																				
放射線管理施設	低レベル廃棄物管理建屋	運営課長	建設課長																																																																																																																				
	換気空調設備	運営課長	保全課長																																																																																																																				
	放射性廃棄物の受入施設	廃棄体取扱い設備	運営課長	保全課長																																																																																																																			
		廃棄体検査設備																																																																																																																					
	放射線管理施設	除染設備	運営課長	保全課長																																																																																																																			
		放射線監視・測定設備（排気用モニタ、エリアモニタ）																																																																																																																					
		放射線監視・測定設備（ダストサンプラ、放射線サーベイ機器）																																																																																																																					
		個人管理用測定設備																																																																																																																					
		試料分析関係設備																																																																																																																					
		出入管理設備																																																																																																																					
放射線管理施設	放射線管理設備*1	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																				
	表示設備																																																																																																																						
	その他の設備*1																																																																																																																						
	監視測定設備（放射線管理施設と兼用するものを除く）																																																																																																																						
廃棄物埋設地の附属施設	表示設備	放射線管理課長	放射線管理課長																																																																																																																				
	地下水採取孔		建設課長																																																																																																																				
	地下水位測定孔		建設課長 評価技術課長 ③																																																																																																																				
	地下水位測定孔		建設課長 評価技術課長 ④																																																																																																																				
廃棄施設	液体廃棄物処理設備	運営課長	保全課長																																																																																																																				
	固体廃棄物処理設備																																																																																																																						
	排気口																																																																																																																						
通信連絡設備*1	運営課長 放射線管理課長	保全課長																																																																																																																					
廃棄物埋設地の安全避難通路	建設課長	建設課長																																																																																																																					
低レベル廃棄物管理建屋の安全避難通路	運営課長	保全課長																																																																																																																					
48	<p>別表16 放射線測定器類（第47条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計*1</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計（警報付電子線量計）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト*1</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器*1 雨雪量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">運営課長</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ウラン濃縮工場と共用する。</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	・ダストサンプラ	2台	・放射能測定装置	4台	・積算線量計*1	1式	・個人線量計（警報付電子線量計）	1式	・モニタリングポスト*1	3式	・気象観測機器*1 雨雪量計	1式	・排気用モニタ	1台	運営課長	・エリアモニタ	5台	<p>別表16 放射線測定器類（第47条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="10">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計*1</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計（警報付電子線量計）</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト*1</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器*1 雨雪量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> <td rowspan="2">保全課長</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5台</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：ウラン濃縮工場と共用する。</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	・ダストサンプラ	2台	・放射能測定装置	4台	・積算線量計*1	1式	・個人線量計（警報付電子線量計）	1式	・モニタリングポスト*1	3式	・気象観測機器*1 雨雪量計	1式	・排気用モニタ	1台	保全課長	・エリアモニタ	5台	<p>・No. 36 に同じ。</p>																																																																		
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																					
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																																					
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台																																																																																																																						
・ダストサンプラ	2台																																																																																																																						
・放射能測定装置	4台																																																																																																																						
・積算線量計*1	1式																																																																																																																						
・個人線量計（警報付電子線量計）	1式																																																																																																																						
・モニタリングポスト*1	3式																																																																																																																						
・気象観測機器*1 雨雪量計	1式																																																																																																																						
・排気用モニタ	1台		運営課長																																																																																																																				
・エリアモニタ	5台																																																																																																																						
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																					
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																																					
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台																																																																																																																						
・ダストサンプラ	2台																																																																																																																						
・放射能測定装置	4台																																																																																																																						
・積算線量計*1	1式																																																																																																																						
・個人線量計（警報付電子線量計）	1式																																																																																																																						
・モニタリングポスト*1	3式																																																																																																																						
・気象観測機器*1 雨雪量計	1式																																																																																																																						
・排気用モニタ	1台		保全課長																																																																																																																				
・エリアモニタ	5台																																																																																																																						

No.	変更前	変更後	変更の考え方																																																																																												
49	<p>別表 19 保安教育の実施方針（社員等）（第 63 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者の区分</th> <th>操作員</th> <th>土木課員</th> <th>管理区域内 作業を行う 者</th> <th>その他の者</th> <th>再教育 の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安教育項目</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること（120分以上）</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること（右記内容全体で120分以上）</td> <td colspan="2">廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">巡視及び点検に関すること</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運転、操作上の留意事項に関すること</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>	対象者の区分	操作員	土木課員	管理区域内 作業を行う 者	その他の者	再教育 の頻度	保安教育項目	略					関係法令及び保安規定の遵守に関すること（120分以上）	略					廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること（右記内容全体で120分以上）	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）		対象外		1回/3年	巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年		異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）		対象外		1回/3年	略						<p>別表 19 保安教育の実施方針（社員等）（第 63 条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者の区分</th> <th>操作員</th> <th>保全課員 建設課員</th> <th>管理区域内 作業を行う 者</th> <th>その他の者</th> <th>再教育 の頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保安教育項目</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td>関係法令及び保安規定の遵守に関すること（120分以上）</td> <td colspan="5">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること（右記内容全体で120分以上）</td> <td colspan="2">廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">巡視及び点検に関すること</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td colspan="2">運転、操作上の留意事項に関すること</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）</td> <td colspan="2">対象外</td> <td>1回/3年</td> </tr> <tr> <td colspan="6">略</td> </tr> </tbody> </table>	対象者の区分	操作員	保全課員 建設課員	管理区域内 作業を行う 者	その他の者	再教育 の頻度	保安教育項目	略					関係法令及び保安規定の遵守に関すること（120分以上）	略					廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること（右記内容全体で120分以上）	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）		対象外		1回/3年	巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年		異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）		対象外		1回/3年	略						<ul style="list-style-type: none"> 保全課員は施設管理の取りまとめに関する業務を行う部署であるため、巡視及び点検に関する保安教育の対象者に保全課員を追加する。
対象者の区分	操作員	土木課員	管理区域内 作業を行う 者	その他の者	再教育 の頻度																																																																																										
保安教育項目	略																																																																																														
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（120分以上）	略																																																																																														
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること（右記内容全体で120分以上）	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）		対象外		1回/3年																																																																																										
	巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年																																																																																										
	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年																																																																																										
	異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）		対象外		1回/3年																																																																																										
略																																																																																															
対象者の区分	操作員	保全課員 建設課員	管理区域内 作業を行う 者	その他の者	再教育 の頻度																																																																																										
保安教育項目	略																																																																																														
関係法令及び保安規定の遵守に関すること（120分以上）	略																																																																																														
廃棄物埋設施設の構造、性能及び操作に関すること（右記内容全体で120分以上）	廃棄物埋設施設に係る設備の構造、機能、性能、取扱い等に係る基礎知識、異常時の応急措置に関すること（異常事象内容と対応体制等）		対象外		1回/3年																																																																																										
	巡視及び点検に関すること		対象外		1回/3年																																																																																										
	運転、操作上の留意事項に関すること		対象外		1回/3年																																																																																										
	異常時の応急措置に関すること（運転監視・操作手順等）		対象外		1回/3年																																																																																										
略																																																																																															
50	<p>別表 20 保安活動に関する記録（第 66 条関係）</p> <p>1. 埋設規則第 13 条に基づく記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者**</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録</td> <td>イ 法第 51 条の 8 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td>検査課長、 埋設技術課長、 運営課長、 放射線管理課長、 施設建物管理課長及び 土木課長</td> <td>検査課長、 埋設技術課長、 運営課長、 放射線管理課長、 施設建物管理課長及び 土木課長</td> <td rowspan="2">法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 8 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 法第 51 条の 8 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td>検査課長、 運営課長</td> <td>検査課長、 運営課長</td> </tr> <tr> <td>ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所</td> <td>埋設の都度</td> <td>運営課長</td> <td>運営課長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間	(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 8 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、 埋設技術課長、 運営課長、 放射線管理課長、 施設建物管理課長及び 土木課長	検査課長、 埋設技術課長、 運営課長、 放射線管理課長、 施設建物管理課長及び 土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 8 第 8 項の確認を受けるまでの期間	ロ 法第 51 条の 8 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、 運営課長	検査課長、 運営課長	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長		<p>別表 20 保安活動に関する記録（第 66 条関係）</p> <p>1. 埋設規則第 13 条に基づく記録</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者**</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録</td> <td>イ 法第 51 条の 8 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td>検査課長</td> <td>検査課長</td> <td rowspan="3">法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td>ロ 法第 51 条の 8 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果</td> <td>検査課長</td> <td>検査課長</td> </tr> <tr> <td>ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所</td> <td>埋設の都度</td> <td>運営課長</td> <td>運営課長</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間	(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 8 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長	検査課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間	ロ 法第 51 条の 8 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長	検査課長	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長	<ul style="list-style-type: none"> 法第 51 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定による確認の結果の記録を検査課が一括して作成及び保存するため、変更する。 																																																									
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間																																																																																											
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 8 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、 埋設技術課長、 運営課長、 放射線管理課長、 施設建物管理課長及び 土木課長	検査課長、 埋設技術課長、 運営課長、 放射線管理課長、 施設建物管理課長及び 土木課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 8 第 8 項の確認を受けるまでの期間																																																																																											
	ロ 法第 51 条の 8 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長、 運営課長	検査課長、 運営課長																																																																																												
ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長	運営課長																																																																																												
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間																																																																																											
(1) 第二種廃棄物埋設に関する記録	イ 法第 51 条の 8 第 1 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長	検査課長	法第 51 条の 25 第 3 項において準用する法第 12 条の 6 第 8 項の確認を受けるまでの期間																																																																																											
	ロ 法第 51 条の 8 第 2 項の規定による第二種廃棄物埋設に関する確認の結果	検査課長	検査課長																																																																																												
	ハ 廃棄物埋設地に埋設した放射性廃棄物の種類、数量、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、その埋設の日及び埋設を行った場所	埋設の都度	運営課長		運営課長																																																																																										

No.	変更前						変更後						変更の考え方
51		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> 埋設運営部長が施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価を行うことから、変更する。
	(4) 廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間 (廃棄物埋設地に係る場合にあっては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の8第8項の確認を受けるまでの期間)		(4) 廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った各職位の者	施設管理を行った各職位の者	
		ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間			ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	埋設運営部長	埋設運営部長	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間
52		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	<ul style="list-style-type: none"> 名称変更 組織改正に伴い、記録の保存責任者を作成責任者である放射線管理課長に変更するため。 記載の適正化
	(7) 地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	土木課長	土木課長		(7) 地下水の水位	地下水の水位	毎月1回	建設課長	建設課長		
	(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の8第8項の確認を受けるまでの期間	(8) 法第51条の18第1項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況(前2号に掲げるものを除く)	埋設設備の排水の監視記録	監視の都度	運営課長及び放射線管理課長	運営課長及び放射線管理課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の8第8項の確認を受けるまでの期間	
	(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	その都度 教育を実施したとき	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間	(9) 保安教育の記録	イ 保安教育の実施計画 ロ 保安教育の実施日時及び項目 ハ 保安教育を受けた者の氏名	その都度 教育を実施したとき	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	教育訓練を計画又は実施した各職位の者	3年間	
	(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	(10) 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)		当該文書又は記録の作成又は変更の都度	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更を行った各職位の者	当該文書又は記録の作成又は変更後5年が経過するまでの期間	

No.	変更前	変更後	変更の考え方																																								
53	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者**</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価の結果</td> <td>イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果</td> <td>埋設技術課長</td> <td>埋設技術課長</td> <td>法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>評価の都度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置の都度</td> <td>措置を実施した各職位の者</td> <td>措置を実施した各職位の者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。 *2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。</p>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間	(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価の結果	イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間		評価の都度					措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者		<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者**</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価の結果</td> <td>イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果</td> <td>評価技術課長</td> <td>評価技術課長</td> <td>法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間</td> </tr> <tr> <td></td> <td>評価の都度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>措置の都度</td> <td>措置を実施した各職位の者</td> <td>措置を実施した各職位の者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 線量等の記録については、線量告示第3条によるものとする。 *2: 保存責任者に変更があった場合は、新たな保存責任者が過去の記録についても所定の期間保存すること。</p>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間	(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価の結果	イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	評価技術課長	評価技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間		評価の都度					措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者		<p>・埋設施設の定期的な評価に関する業務は、組織改正により評価技術課長へ移管するため、変更する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間																																							
(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価の結果	イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	埋設技術課長	埋設技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																							
	評価の都度																																										
	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者																																								
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者**	保存期間																																							
(11)埋設規則第19条の2の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価の結果	イ 定期的な評価の結果 ロ 定期的な評価の結果に基づく措置の結果	評価技術課長	評価技術課長	法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間																																							
	評価の都度																																										
	措置の都度	措置を実施した各職位の者	措置を実施した各職位の者																																								
54	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(第50条の2及び第50条の3関連)</p> <p>1 火災</p> <p><u>埋設技術課長</u>は、火災発生時のための体制の整備として、次の1.1から1.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置</p> <p><u>埋設技術課長</u>は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊(第52条に定める非常時対策組織に同じ)に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p><u>埋設技術課長</u>は、該当する要員に対して、第63条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 文書の整備</p> <p><u>埋設技術課長</u>は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>(2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。</p> <p>1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。</p> <p>2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。</p> <p>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</p> <p>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</p> <p>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。</p>	<p>添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準(第50条の2及び第50条の3関連)</p> <p>1 火災</p> <p><u>安全管理課長</u>は、火災発生時のための体制の整備として、次の1.1から1.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.1 要員の配置</p> <p><u>安全管理課長</u>は、火災が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自衛消防隊(第52条に定める非常時対策組織に同じ)に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>1.2 教育訓練の実施</p> <p><u>安全管理課長</u>は、該当する要員に対して、第63条に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備</p> <p>事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 文書の整備</p> <p><u>安全管理課長</u>は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>(2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。</p> <p>(3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。</p> <p>1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。</p> <p>2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。</p> <p>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</p> <p>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</p> <p>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡視点検を行うこと。</p>	<p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p> <p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p> <p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p>																																								

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>(5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えいを<u>早期に</u>発見できるようにすること。</p> <p>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。</p> <p>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 評価・改善 <u>埋設技術課長</u>は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<u>する</u>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 自然災害等 <u>埋設技術課長</u>は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の2.1から2.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置 <u>埋設技術課長</u>は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第52条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 <u>埋設技術課長</u>は、該当する要員に対して、第63条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備 <u>埋設技術課長</u>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。 各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震 1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 2) 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>(2) 火山（降灰）</p>	<p>(5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えい<u>も</u>発見できるようにすること。</p> <p>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応（通報・連絡を含む）に関すること。</p> <p>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織（自衛消防隊）の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>1.5 評価・改善 <u>安全管理課長</u>は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<u>させる</u>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 自然災害等 <u>安全管理課長</u>は、自然災害等発生時のための体制の整備として、次の2.1から2.4を含む「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置 <u>安全管理課長</u>は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第52条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 <u>安全管理課長</u>は、該当する要員に対して、第63条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備 <u>安全管理課長</u>は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。 各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>(1) 地震 1) 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 2) 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>(2) 火山（降灰）</p>	<p>・保) 埋設個別01「事業変更許可との整合性に係る補足説明資料」を参照。</p> <p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p> <p>・センター長が保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、安全管理課長が所管する異常・非常時対策要領に従った通報系統に基づき各職位に通報連絡をさせるため、変更する。</p> <p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p> <p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p> <p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p>

No.	変更前	変更後	変更の考え方
	<p>1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p>2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善 <u>埋設技術課長</u>は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<u>する</u>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>1) 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。</p> <p>2) 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善 <u>安全管理課長</u>は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡<u>させる</u>とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>・異常・非常時等の体制の整備は、組織改正により安全管理課長へ移管するため、変更する。</p> <p>・センター長が保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合、安全管理課長が所管する異常・非常時対策要領に従った通報系統に基づき各職位に通報連絡をさせるため、変更する。</p>

別紙 第8条（職務）の記載事項に関する各職位の業務所掌の整理

- ・第8条（職務）以外の各条において各職位が実施する業務を抽出し、その内容が第8条（職務）に網羅的に記載されているかを下表のとおり整理した。
- ・整理方法としては、第8条（職務）以外の各条において各職位が実施する業務を抽出した上で太字で識別し、それぞれに番号を付した。そして、第8条（職務）に記載のどの業務に該当しているかを番号によって紐付けた。なお、紐付けに当たって、考え方を補足説明する必要がある箇所については、下表の説明欄にその考え方を記載している。
- ・下表の内容（変更後保安規定記載）の赤字は、今回の保安規定変更における変更箇所を示している。

<埋設計画部長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第15条（廃棄物埋設計画） 第1項	第15条 埋設計画部長は、関係課長と協議し、年度開始前に次の各号に定める事項を記載した当該年度 ①廃棄物埋設計画を作成 し、事業部長の承認を得る。 廃棄物埋設計画を作成するに当たっては、最大受入れ能力 10,000m ³ /y（200L ドラム缶 50,000 本相当/y）を超えないことを遵守する。
第65条（埋設施設の定期的な評価等） 第6項	6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す ②措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善 を行う。
第8条(職務)	(7) 埋設計画部長は、 ②埋設施設の事業変更許可、この規定の変更及び①廃棄物埋設計画 に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴う職務の変更はないため、保安規定第8条の職務の記載に変更なし。 ・第65条②については、埋設施設の定期的な評価等の結果によっては、措置として埋設計画部長が関与する事業変更許可、保安規定変更に関連する可能性があるため第8条の「 ②埋設施設の事業変更許可、この規定の変更 」に関する業務に含まれるものとして整理した。

<開発設計部長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第23条（設計管理） 第1項及び第2項	第23条 開発設計部長及び保修担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、 ①新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更 に該当するかどうかを判断する。 2 開発設計部長及び保修担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。 なお、本条に基づき実施する第6条7.3の ①設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮 する。
第50条の3（自然災害等発生時の体制の整備） 第6項	6 開発設計部長は、 ①自然災害に係る新たな知見を収集 し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。
第65条（埋設施設の定期的な評価等） 第6項	6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す ①措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善 を行う。
第8条(職務)	(8) 開発設計部長は、 ①埋設施設の事業変更許可申請における設計及び埋設施設の定期的な評価等 に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴い保安規定第8条の職務の記載を変更する。 ・第50条の3①については、事業変更許可申請書添付書類三に関連するとして、第8条の「 ①埋設施設の事業変更許可申請における設計 」に関する業務に含まれるものとして整理した。 ・第65条①については、埋設施設の定期的な評価等の措置の内容によっては、措置として開発設計部長が関与する事業変更可及び設計に関連する可能性があるため、第8条の「 ①埋設施設の事業変更許可申請における設計 」に関する業務に含まれるものとして整理した。

<安全・品質保証部長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 18 条（放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施） 第 1 項	第 18 条 <u>安全・品質保証部長</u> は、放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄体の定置に当たり、廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）へ適合することを確認するための①自主検査を統括する。
第 25 条（廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査の実施） 第 1 項	第 25 条 <u>安全・品質保証部長</u> は、廃棄物埋施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第 6 条へ適合することを確認するための①自主検査を統括する。
第 8 条(職務)	(9) <u>安全・品質保証部長</u> <u>安全管理部長</u> は、品質保証課長、 <u>安全管理課長</u> 、検査課長及び放射線管理課長を指揮し、品質保証課長、 <u>安全管理課長</u> 、① <u>検査課長</u> 及び放射線管理課長の所管する保安に関する業務を統括するとともに、事業部長が行う品質マネジメントシステムに係る業務を補佐する。 ただし、第 11 号に定める廃棄物取扱主任者の職務の補佐を除く。
説明	組織改正に伴い「安全管理部長」を新たな職位「安全・品質保証部長」に変更するとともに、統括する課長職が追加となるため、保安規定第 8 条の職務の記載を変更する。 ・第 18 条①及び第 25 条①については、各条の第 2 項以降の「検査課」が実施する自主検査を「安全・品質保証部長」が統括することから第 8 条の「①検査課長の所管する保安に関する業務を統括する」に含まれるものとして整理した。

<品質保証課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
—（第 8 条以外に主語となる条文なし）	—
第 8 条(職務)	(10) 品質保証課長は、 <u>事業部長が行う</u> 品質マネジメントシステムに係る <u>業務の記録管理</u> に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴う職務の変更はないが、事業部間での整合を図った記載の適正化を行う。

<安全管理課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 50 条の 2（火災発生時の体制の整備） 第 1 項及び第 3 項	第 50 条の 2 <u>安全管理課長</u> は、①火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付 1 に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1)～(3) 略 3 <u>安全管理課長</u> は、前項の活動の結果を取りまとめ、①定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
第 50 条の 3（自然災害等発生時の体制の整備） 第 1 項及び第 3 項	第 50 条の 3 <u>安全管理課長</u> は、②自然災害等発生時における埋施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第 6 条の表 1 に掲げる文書（「廃棄物埋施設異常・非常時対策要領」）として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付 1 に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。 (1)～(3) 略 3 <u>安全管理課長</u> は、前項の活動の結果を取りまとめ、②定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。
第 55 条の 2（通信連絡手順の整備）	第 55 条の 2 <u>安全管理課長</u> は、③非常時等に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。
第 63 条（保安教育） 第 1 項及び第 4 項	第 63 条 <u>安全管理課長</u> は、毎年度、埋施設において埋設事業の保安に関する業務を行う社員等及び請負事業者等の保安教育について、別表 19 及び別表 19 の 2 の実施方針に基づき、次の各号に定める事項を記載した④保安教育実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(3) 略 4 <u>安全管理課長</u> は、第 1 項の計画に基づき、実施した結果を事業部長に報告する。
第 8 条(職務)	<u>(11) 安全管理課長は、①埋施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備、②自然災害等発生時の体制の整備、③非常時等*1 の通信連絡手順の整備及び④保安教育の総括に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第 10 条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。</u> <u>※1：この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</u>
説明	組織改正に伴い追加となる課長職であるため、保安規定第 8 条の職務の記載を追加する。

<検査課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 18 条（放射性廃棄物等の確認に係る自主検査の実施） 第 2 項～第 6 項	2 検査課長は、①検査実施責任者として次の各号を実施する。 (1) ～(4) 略 3 検査課長は、検査項目ごとの①判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、①検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) ～(3) 略 4 検査課長は、検査内容に応じて、①検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。 5 検査課長は、①第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) ～(3) 略 6 検査課長は、①検査の実施時期及び検査が第 15 条で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※1 略
第 25 条（廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査の実施） 第 2 項～第 6 項	2 検査課長は、②検査実施責任者として、次の各号を実施する。 (1) ～(4) 略 3 検査課長は、検査項目ごとの②判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、②検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) ～(3) 略 4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、②検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、実施する。 5 検査課長は、②第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。 (1) ～(3) 略 6 検査課長は、②検査の実施時期及び検査が第 22 条 6.2(3) で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※1 略
第 8 条(職務)	(12) 検査課長は、①放射性廃棄物等の確認及び②廃棄物埋施設等の確認に係る自主検査を行う。
説明	組織改正に伴う職務の変更はないため、保安規定第 8 条の職務の記載に変更なし。

<放射線管理課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 26 条（埋設設備の排水の監視） 第 2 項	2 放射線管理課長は、前項の排水があった場合には、別表 6 に定めるところにより①排水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、その結果を評価技術課長に通知する。
第 29 条（周辺監視区域の地下水の監視） 第 1 項	第 29 条 放射線管理課長は、別表 7 に定めるところにより、別図 2 に示す場所に設置する地下水採取孔において採取する①地下水中の放射性物質の濃度及び必要に応じて線量を測定し、「平成 27 年原子力規制委員会告示第 8 号(核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示)」(以下「線量告示」という。)第 8 条に定める①周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えていないことを監視する。
第 32 条（放射性固体廃棄物） 第 3 項、第 5 項、第 7 項及び第 8 項	3 放射線管理課長は、前項のドラム缶等に②放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、第 66 条に基づく記録と照合できる整理番号を付するほか、保管廃棄前に埋設規則第 19 条に規定されている必要な措置の実施状況を確認する。 5 放射線管理課長は、②固体廃棄物処理室に搬入されたドラム缶等を保管廃棄する。 7 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室における②放射性固体廃棄物の保管廃棄場所、保管量及び転倒の有無等の保管状況を確認する。 8 放射線管理課長は、固体廃棄物処理室の入口付近に②管理上の注意事項を掲示する。
第 33 条（放射性廃棄物でない廃棄物の管理） 第 2 項	2 放射線管理課長は前項の承認を行うに当たっては、次の②各号に定める事項を確認する。
第 34 条（放射性液体廃棄物） 第 3 項及び第 4 項	3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、②廃水中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、②廃水中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。
第 35 条（放射性気体廃棄物） 第 3 項～第 5 項	3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、②排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、②排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。 5 放射線管理課長は、第 3 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるよう、②低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。
第 47 条（放射線測定器類の管理） 第 1 項及び第 2 項	第 47 条 放射線管理課長及び保全課長は、別表 16 に定める①放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び保全課長は、別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、①速やかに修理又は代替品を補充する。
第 37 条（区域管理）、第 38 条（管理区域の区域区分）、第 39 条（管理区域内の特別措置）、第 40 条（飲食及び喫煙の禁止）、第 41 条（管理区域への出入管理）、第 43 条（線量の評価及び通知）、第 44 条（作業に伴う放射線管理）、第 45 条（床、壁等の除染）、第 46 条（線量当量等の測定）、第 47 条（放射線測定器類の管理）、第 48 条（物品の移動）、第 49 条（事業所において行われる運搬）及び第 50 条（事業所外への運搬）	①（左記条文は放射線管理を主に実施するものとして放射線管理課長が主語または確認、承認を行う者として規定されている。）
第 51 条（異常時の措置） 第 2 項	2 前項の通報を受けた設備等の管理担当課長及び放射線管理課長は、直ちに①異常状況の把握に努め、異常状態の解消及び拡大防止に必要な措置を講じるとともに、事業部長、廃棄物取扱主任者及び関係箇所に通報する。
第 58 条（応急措置） 第 2 項	2 放射線管理課長は、①線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、放射線防護上必要な措置を講じる。
第 8 条(職務)	(13) 放射線管理課長は、②放射性廃棄物管理及び①放射線管理に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴う職務の変更はないため、保安規定第 8 条の職務の記載に変更なし。

<低レベル放射性廃棄物埋設センター長（センター長）>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 50 条の 2（火災発生時の体制の整備） 第 5 項	5 センター長は、火災の影響により①埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 <u>させる</u> とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。
第 50 条の 3（自然災害等発生時の体制の整備） 第 5 項	5 センター長は、自然災害等の影響により①埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡 <u>させる</u> とともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。
第 8 条(職務)	(14) 低レベル放射性廃棄物埋設センター長（以下「センター長」という。）は、① <u>埋設運営部長及び埋設建設部長埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長を指揮し、埋設運営部長及び埋設建設部長埋設技術課長、運営課長、土木課長、施設建物管理課長及び警備課長の</u> 所管する保安に関する業務を統括する。
説明	組織改正に伴いこれまで統括していた課長職の上位に部長職が追加となるため、保安規定第 8 条の職務の記載を変更する。

<埋設運営部長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
—（第 8 条以外に主語となる条文なし）	—
第 8 条(職務)	(15) <u>埋設運営部長は、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長を指揮し、埋設業務課長、評価技術課長、運営課長、保全課長及び警備課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u>
説明	組織改正に伴い追加となる部長職であるため、保安規定第 8 条の職務の記載を追加する。 ・第 22 条で埋設運営部長が主語となっている規定については、保全課長が施設管理を取りまとめ、その内容を埋設運営部長が「統括する」ことから、埋設運営部長の職務の記載に含まれるものと整理した。

<埋設業務課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 17 条（廃棄体の確認）第 1 項	第 17 条 <u>埋設業務課長</u> は、①埋設する廃棄体が記録により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」（以下「埋設規則」という。）第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）のうち外観により確認できる基準以外を満足していることを確認する。
第 8 条(職務)	(16) <u>埋設業務課長は、①廃棄体の記録確認に関する業務を行う。</u>
説明	組織改正に伴い追加となる課長職であるため、保安規定第 8 条の職務の記載を追加する。

<評価技術課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 26 条（埋設設備の排水の監視） 第 3 項及び第 5 項	3 評価技術課長 は、前項の結果より、埋設された廃棄体に起因する有意な放射性物質が排水中に検出された場合又は有意な排水量の変動があった場合には、①埋設設備近傍の地下水中の放射性物質濃度の監視を行う等の調査計画を定め、事業部長の承認を受けた上で、関係課長に通知する。 5 評価技術課長 は、関係課長の協力を得て、前項の①調査計画に基づいて調査を実施し、その結果及び埋設設備の修復の必要性の有無を事業部長及び廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。
第 29 条の 2（覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等の計画） 第 1 項及び第 2 項	第 29 条の 2 評価技術課長 は、覆土施工までに、埋設施設の状態変化の監視を目的とする②類似環境下での原位置試験及び必要に応じて実施する室内試験に係る計画を策定する。 2 評価技術課長 は、前項の計画に基づき、覆土施工時に廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に②供試体を埋設する。
第 65 条（埋設施設の定期的な評価等） 第 1 項～第 5 項、第 7 項及び第 8 項	第 65 条 評価技術課長 は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、又は廃止措置計画を定めようとする時に、次の各号に定める事項及びその他の最新の知見を踏まえて、③核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。 なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。 (1)～(4) 略 2 評価技術課長 は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その③具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。 3 評価技術課長 は、第 1 項の計画に基づき、③評価を実施する。 4 評価技術課長 は、③前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。 (1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。 (2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。 5 評価技術課長 は、第 3 項の③評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。 7 評価技術課長 は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。 8 評価技術課長 は、第 1 項に基づく計画を作成する場合は、第 6 項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。
第 8 条(職務)	(17) 評価技術課長 は、①排水監視に関する調査、②覆土完了後の埋設施設の監視のための原位置試験等及び③埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴い追加となる課長職であるため、保安規定第 8 条の職務の記載を追加する。

<運営課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 16 条（廃棄体の受入れ） 第 1 項及び第 2 項	第 16 条 運営課長は、①埋設する廃棄体を受け入れる場合は、次の事項を遵守する。 (1)～(3) 略 2 運営課長は、①廃棄体一時貯蔵室入口付近に管理上の注意事項を掲示する。
第 17 条（廃棄体の確認） 第 2 項及び第 3 項	<u>2 運営課長は、②埋設する廃棄体が外観確認により、別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）のうち外観により確認できる基準を満足していることを確認する。</u> 3 運営課長は、埋設する廃棄体を外観確認する場合、一時貯蔵天井クレーン、廃棄体取り出し装置、コンベア、廃棄体検査装置、廃棄体一時仮置台及び払い出し天井クレーンにより取り扱うこと。
第 19 条（廃棄体の定置） 第 4 項	4 運営課長は、③廃棄体を定置する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 6 号に定める技術上の基準を満足していることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(4) 略
第 20 条（充填材充填・上部ポーラスコンクリート層設置・覆い施工） 第 1 項～第 3 項	第 20 条 <u>運営課長</u> は、廃棄体定置後の埋設設備の区画に④充填材を充填する場合は、埋設規則第 6 条第 1 項第 5 号及び第 8 号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(2) 略 2 <u>運営課長</u> は、充填材充填の完了した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する⑤上部ポーラスコンクリート層を設置する。 3 <u>運営課長</u> は、上部ポーラスコンクリート層を設置した区画に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する⑥覆いを施工する。なお、覆いには収着性（分配係数）を有する材料を用いる。
第 26 条（埋設設備の排水の監視） 第 1 項	第 26 条 運営課長は、別表 5 に定めるところにより⑦排水・監視設備において排水の状況を監視し、排水があった場合には、放射線管理課長及び <u>評価技術課長</u> に通知する。
第 30 条（埋設保全区域） 第 2 項～第 5 項	2 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地に⑧埋設保全区域を設定し、埋設保全区域の周囲に埋設保全区域である旨を示す標識を設ける等の方法により、明らかに他の場所と区別する。 3 運営課長は、⑧埋設保全区域を設定又は変更する場合は、次の事項を遵守する。 (1)、(2) 略 4 運営課長は、廃棄体が定置された廃棄物埋設地の出入口付近に、⑤廃棄物埋設地であること及び次の事項を表示した立札等を設置し、常に見やすい状態にしておく。 (1)～(3) 略 5 運営課長は、⑧前項の立札等に表示した事項に変更が生じた場合には、速やかに書換え、その他必要な措置を講じる。
第 32 条（放射性固体廃棄物） 第 2 項、第 4 項及び第 6 項	2 運営課長は、前項の放射性固体廃棄物を①ドラム缶等に封入する。 4 運営課長は、前項の①ドラム缶等を固体廃棄物処理室に搬入する。 6 運営課長は、①放射性液体廃棄物又は使用済樹脂等の放射性廃棄物を別表 2 から別表 2 の 4 に定める廃棄物受入基準（埋設規則第 8 条第 2 項に定める廃棄体の技術上の基準を包含する。）を満足する方法により容器に固型化し、その実施状況を確認した上で固体廃棄物処理室に保管又は①廃棄物埋設地に埋設する。
第 34 条（放射性液体廃棄物） 第 1 項及び第 2 項	第 34 条 運営課長は、次の液体を廃棄しようとする場合、①放射性液体廃棄物として管理する。 (1)～(2) 略 2 運営課長は、①放射性液体廃棄物を放出する場合は、排水口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(2) 略
第 35 条（放射性気体廃棄物） 第 1 項及び第 2 項	第 35 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、①放射性気体廃棄物として管理する。 2 運営課長は、①放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1)～(2) 略

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 63 条（保安教育） 第 3 項	3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、①②③保安教育を実施するとともに、社員等及び請負事業者等に保安教育が実施されていることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告する。 また、運営課長は、請負事業者等に埋設施設の操作に係る作業を行わせる場合においては、当該作業を実施する①②③操作員と同等の教育内容が実施されていることを確認する。
第 8 条(職務)	(18) 運営課長は、①廃棄体の受入れ、②確認、③定置、④埋設設備への充填材充填、⑤上部ポーラスコンクリート層設置、⑥覆い施工、⑦埋設設備の排水の状況の監視及び⑧埋設保全区域の設定に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴い保安規定第 8 条の職務の記載を変更する。 ・第 32 条①、第 34 条①及び第 35 条①の放射性廃棄物は、受け入れた廃棄体に異常があった場合の処置によって発生するものであるため、第 8 条の「①廃棄体の受入れ」に関する業務に含まれるものとして整理した。 ・第 63 条①②③については、第 8 条の「①廃棄体の受入れ」、「②確認」及び「③定置」に関する教育であるため、この記載に含まれるものとして整理した。

<保全課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 19 条（廃棄体の定置） 第 2 項及び第 3 項	2 <u>保全課長</u> は、廃棄体を定置する前に、①埋設設備ごとに埋設クレーンの吊り上げ高さ検査により、別表 3 に定める制限を満足していること及び第 1 項の結果を確認する <u>とともに、確認した結果を運営課長に通知する。</u> 3 <u>保全課長</u> は、廃棄体を定置する前に、埋設設備に埋設規則第 6 条第 1 項第 8 号に定める技術上の基準を満足する①排水・監視設備の容器及び受け皿を設置する <u>とともに、確認した結果を運営課長に通知する。</u>
第 47 条（放射線測定器類の管理） 第 1 項及び第 2 項	第 47 条 放射線管理課長及び <u>保全課長</u> は、②別表 16 に定める放射線測定器類を年 1 回点検し、その機能が正常であることを確認する。 2 放射線管理課長及び <u>保全課長</u> は、②別表 16 に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。
第 55 条の 3（安全避難通路等） 第 1 項及び第 3 項	第 55 条の 3 <u>保全課長</u> は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した②安全避難通路及び②非常用の照明を整備する。 3 <u>保全課長</u> は、②可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。
第 8 条(職務)	(19) <u>保全課長は、①施設管理の取りまとめに関する業務を行う。</u>
説明	組織改正に伴い保安規定第 8 条の職務の記載を追加する。 ・保全課長は、施設管理の取りまとめ業務を行うため、第 19 条①はこれに含まれるものとして整理した。 ・第 47 条②及び第 55 条の 3②については、第 8 条第 2 項(23)別表 1 に含まれるものとして整理した。

<警備課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第 42 条（周辺監視区域） 第 2 項	2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、①当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。
第 8 条(職務)	(20) 警備課長は、①周辺監視区域の立入制限に関する業務を行う。
説明	組織改正に伴う職務の変更はないため、保安規定第 8 条の職務の記載に変更なし。

<埋設建設部長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
—（第8条以外に主語となる条文なし）	—
第8条(職務)	<u>(21) 埋設建設部長は、建設課長を指揮し、建設課長の所管する保安に関する業務を統括する。</u>
説明	組織改正に伴い追加となる部長職であるため、保安規定第8条の職務の記載を追加する。

<建設課長>

条項番号等	内容（変更後保安規定記載）
第19条（廃棄体の定置） 第1項	第19条 <u>建設課長</u> は、廃棄体を定置する前に、①構築した埋設設備が埋設規則第6条第1項第4号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること及び収着性（分配係数）を有する材料であることを確認するとともに、確認した結果を運営課長に通知する。
第21条（覆土） 第1項～第3項	第21条 <u>建設課長</u> は、覆土前の1号埋設設備及び2号埋設設備には②埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検路を施工する。また、覆土前の3号埋設設備には②埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する点検管を施工する。 2 <u>建設課長</u> は、②覆土を行う場合は、埋設規則第6条第1項第7号及び第8号に定める技術上の基準を満足していること、収着性（分配係数）を有する材料であること及び低透水性（透水係数）を確保していることを確認する。また、②次の事項を遵守する。 (1)～(2) 略 3 <u>建設課長</u> は、廃棄物埋設地の保護のために覆土が終了した地表面に②埋設規則第6条第1項第8号に定める技術上の基準を満足する植生及び排水施設を施工する。
第27条（埋設設備の修復） 第1項及び第2項	（埋設設備の修復） 第27条 <u>建設課長</u> は、前条第5項により修復の必要があると認められた場合には、修復に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。 2 <u>建設課長</u> は、①修復を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した修復計画書を作成し、事業部長の承認を得る。 (1)～(5) 略
第28条（埋設設備の修復後の措置） 第1項及び第2項	第28条 <u>建設課長</u> は、前条の規定に基づく①修復を行った場合は、当該設備が埋設規則第6条に定める技術上の基準に適合することを確認し、その結果を廃棄物取扱主任者に報告するとともに、関係課長に通知する。 2 <u>建設課長</u> は、前条第2項に基づき修復を行った場合は、前項の結果を事業部長に報告する。
第29条（周辺監視区域の地下水の監視） 第2項	2 <u>建設課長</u> は、別表8に定めるところにより、別図2に示す場所において③地下水の水位を観測する。
第55条の3（安全避難通路等） 第2項	2 <u>建設課長</u> は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した④安全避難通路を整備する。
第8条(職務)	<u>(22) 建設課長は、①埋設設備の構築、②覆土及び③周辺監視区域の地下水位の監視に関する業務を行う。</u>
説明	組織改正に伴い保安規定第8条の職務の記載を追加する。 ・第21条②のうち、点検路、点検管、植生及び排水施設に関する業務については、第8条の「②覆土」に関する業務に含まれるものとして整理した。 ・第55条の3④については、第8条第2項(23)別表1に含まれるものとして整理した。